

2014年12月7日 改正(主な点)

	新	休
変更	チャプター	支部
条文の移動	第7条	第10条
条文番号の変更	第8,9,10,11,13,14,15,16,17条	第7,8,9,12.13.14.15.16条
追加	第8条 4 改選の時期は原則年度初の4月とする。	
変更	総会	校友大会
追加	第10条 (5) 監事は、本会の会計を監査する。 活動についても監査することができる。	第9条 (5) 監事は、本会の会計を監査する。
追加	第12条 本会の品位を傷つけたり、名誉を汚すようなことを行った会員や団体は、しかるべき議を経て退会させることができ	